



地震、台風、大雨、大雪などによる自然災害が毎年のように発生しています。自然災害が新聞やテレビなどで大きく報じられると、被害の大きさや深刻さなどが注目されますが、そのような中で、自然災害に関連して様々な消費者トラブルが発生していることをご存じでしょうか？

しかも被災地やその周辺だけでなく、被災地から遠く離れた地域でも発生しているのです。今回は、自然災害を口実にした消費者トラブル事例等についてお伝えします。

\*~\*.....\*~\*

▼△被災地以外でも発生！自然災害を口実にした消費者トラブル△▼

\*~\*.....\*~\*

■自然災害を口実にした消費者トラブルとは？

自然災害を口実にした便乗商法と思われる勧誘や不審な勧誘が起きています。便乗商法は、その時々で世間の注目を集めている話題を利用して、消費者の関心を引こうとします。特に大きな被害を伴う自然災害が起きた場合は、災害への関心の高まりを利用して、被災地の消費者はもとより被災地以外の消費者を狙った便乗商法などが現れる傾向があります。

●【事例1】

「インターネットで『保険金請求に行う際に必要な、災害での被害状況説明のお手伝いをしています』と書かれたサイトを見つけ、連絡を取った。後日、自宅に来訪した事業者から『火災保険で外壁、雨どい、ベランダの手すりの修理ができる。申請の手伝いをするが、完全成功報酬型で、保険金が支払われたときにのみ保険金の30%を請求する』という説明を受けて契約した。

その後保険金が100万円支払われたので、住宅メーカーに修理を依頼したところ、70万円では修理できないといわれてしまった。100万円の保険金に対して30万円の報酬は高額すぎるのではないか。

保険金の請求は、申請サポート業者に依頼することなく契約者自身で行うことができます。

自然災害により建物や家財に損害が発生した際の保険金請求手続きの流れは以下のとおりです。

1. 保険会社または保険代理店に連絡
2. 保険金請求書類の受取り
3. 必要書類の作成・提出
4. 支払金額の確定・受取り

このうちの3の必要書類は「保険金請求書」「写真」「修理見積書」の3点です。

「写真」は損害物の写真を複数枚用意してください。

「修理見積書」は修理業者などに作成を依頼することになりますが、保険会社から修理業者を紹介することが可能な場合もあります。

●【事例2】

見知らぬ業者が消費者宅を訪問し、「屋根の一部が破れており、今度大雨が降ったらきっと雨漏りする」

「外壁が傷んでいるので次に台風が来ると危ない」などと不安をあおり、契約を強いられた。

■自然災害による被害の有無にかかわらず、次のようなことにもご注意を！

●悪質商法・詐欺的行為——実態の曖昧な投資勧誘や募金勧誘、義援金詐欺、など

- ・「被災者のために高齢者施設への入居権を譲ってくれば高く買い取る」などのように「被災者のため」という名目で劇場型勧誘（裏でつながっているとみられる複数の人物による勧誘）をしてくる。
- ・「複数の業者のもとにある個人情報削除する」といったあやしい電話がある。
- ・「自然災害のときに役立つ」などと言い、ソーラーシステムなどへの投資を勧める。

「話の内容があやしい」「よく理解できない」と思ったときは、話に乗らないようにしましょう。

業者の勧誘を受けて不安や疑問を感じたり、消費者トラブルに遭ったりしたときは、最寄りの消費生活センターにご相談ください。

全国の消費生活センター一覧

<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

自然災害により建物や家財に損害が発生した際の保険金請求手続きについては、上述のとおり、「保険会社か私たちに連絡、相談する」ということを心に留めておいてください。

以上